

令和7年度 水質検査計画

安心でおいしい水の供給を・・・



永瀬ダム：大栃



物部川：朴ノ木



物部川：五百蔵



物部川：戸板島

香美市では住民の皆さまに安全でおいしい水をいつでも飲んでいただくために、水源から浄水処理工程を経て各家庭などの蛇口に至るまでの水質について、水質検査計画に基づくきめ細かな検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。



香美市上下水道局

1. 基本方針

香美市では、原水の水質が比較的良好なため、現在のところ水道水の水質として問題は生じておりません。

しかし、今後クリプトスポリジウムをはじめとする病原性微生物等による汚染の危険性を考慮し、水道法施行規則第15条第6項に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、この計画に基づいて水質検査を実施します。

(1) 検査地点

水道法(昭和32年法律第177号以下)で義務づけられている水道水の検査を給水栓(蛇口の水)で行います。また、原水は取水施設又は浄水場の入り口等で検査を行います。

(2) 検査項目

検査項目は水道法で義務づけられた水質基準項目とします。また、水質管理上注意すべきとされている水質管理目標設定項目及び独自の項目については必要に応じて実施します。

(3) 検査頻度

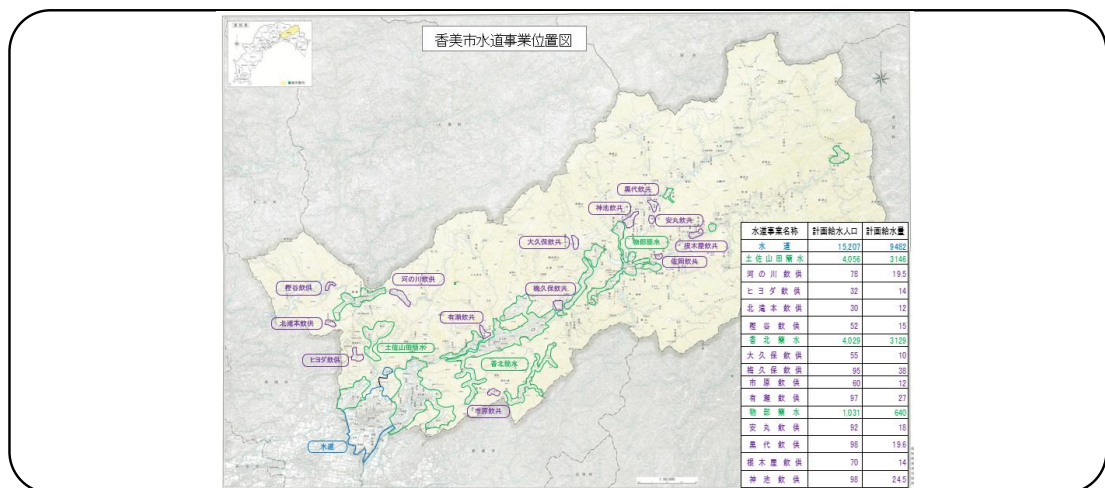
水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果(遊離残留塩素)に関する検査については、上下水道局及び給水栓(蛇口の水)で毎日行います。

水質基準項目の検査は、概ね月1回以上行うこととされている項目については月1回、概ね3ヶ月に1回以上行うこととされている項目については3ヶ月に1回とします。その他、過去の検査実績により検査頻度の省略可能な項目についても、安全のため1年に1回検査を行います。(別表2-1～2-35参照)

また水道については、クリプトスポリジウム指標菌検査を月1回、簡易水道については年1回行います。

2. 水道事業の概要

香美市の水道事業は、1つの水道と3の簡易水道、12の飲料水供給施設(別表1参照)から構成されており、計画給水人口25,180人、計画一日最大給水量16,620m³で皆様に水道水をお届けしています。



別表1

施 設 の 概 要

名称		水源種別	浄水方法	計画給水人口	計画1日最大給水量	給水区域
水道		伏流水	塩素消毒	15,207 人	9,482.0 m ³	山田、明治、岩村及び楠目・大法寺の一部
土佐山田簡易水道		浅井戸 伏流水 表流水	緩速ろ過 塩素消毒	4,056 人	3,146.0 m ³	談議所、片地地区全域、佐野、仁井田、大平、本村の一部、中村の一部、新改、上改田、久次、須江、植、飼古屋、追廻し、向田、繁藤、北滝本の一部、東川西の谷・東の谷、大法寺北、平山、休場の一部、曾我部川の一部
河の川飲料水供給施設		表流水	緩速ろ過 塩素消毒	78 人	19.5 m ³	河の川地区
ヒヨダ地区飲料水供給施設		地下水	緩速ろ過 塩素消毒	32 人	14.0 m ³	ヒヨダ地区
北滝本地区飲料水供給施設		表流水	緩速ろ過 塩素消毒	30 人	12.0 m ³	北滝本の一部
樫谷地区飲料水供給施設		表流水	緩速ろ過 塩素消毒	52 人	15.0 m ³	樫谷地区
香北簡易水道		表流水 伏流水	緩速ろ過 塩素消毒	4,029 人	3,129.0 m ³	日ノ御子、小川、韭生野、上町、住宅、泉町、本町、新田、本田、下野尻、太郎丸、萩野、北岩改、南岩改、橋川野、谷相、中谷、横谷、永野、朴ノ木、吉野、清爪、蔵野、白石、五百蔵、白川下、根須、猪野々、久保川、大谷、佐敷
大久保飲料水供給施設		表流水	緩速ろ過 塩素消毒	55 人	10.0 m ³	大久保
梅久保飲料水供給施設		表流水	緩速ろ過 塩素消毒	95 人	38.0 m ³	梅久保、大井平、日浦込
市原飲料供給施設		表流水	緩速ろ過 塩素消毒	60 人	12.0 m ³	市原
有瀬飲料供給施設		表流水	緩速ろ過 塩素消毒	97 人	27.0 m ³	有瀬
物部簡易水道		表流水	急速ろ過 緩速ろ過 塩素消毒	1,031 人	640.0 m ³	大栃の一部、山崎の一部、中谷川、日ノ地、楮佐古、別府、岡ノ内、影仙頭、五王堂
安丸飲料水供給施設		表流水	塩素消毒	92 人	18.0 m ³	安丸
黒代飲料水供給施設		表流水	緩速ろ過 塩素消毒	98 人	19.6 m ³	黒代
根木屋飲料水供給施設		表流水	緩速ろ過 塩素消毒	70 人	14.0 m ³	根木屋
神池飲料水供給施設		表流水	緩速ろ過 塩素消毒	98 人	24.5 m ³	神池
計	水道-1、簡易水道-3、飲供水供給施設-12			25,180 人	16,620.6 m ³	

3. 原水及び浄水の水質状況

原水の水質は比較的良好なため、現在のところ原水・水道水ともに特に問題となる項目はありません。
以下は各施設の状況です。

※ 土佐山田町分

水 道

原水・浄水とも現在のところ大きな問題はありませんが、将来の汚染等を考慮し水質検査結果に注意します。また、慢性的な原水の水量不足は否めず渇水期には、井戸からの取水時に空気の混入が見られます。併せて施設及び既設管の老朽等もあり、現在、管路等の耐震化作業を進めています。

土佐山田簡易水道

原水・浄水とも現在のところ大きな問題はありませんが、将来の汚染等を考慮し水質検査結果に注意します。水道と同様、一部の施設において老朽化が見られるため、現在配水管を中心とした老朽管等の更新作業を進めています。

河の川・ヒヨダ・北滝本・檜谷の各飲料水供給施設

原水・浄水とも現在のところ大きな問題はありませんが、将来の汚染等を考慮し水質検査結果に注意します。

※ 香北町分

香北簡易水道

原水・浄水とも現在のところ大きな問題はありませんが、将来の汚染等を考慮し水質検査結果に注意します。

市原・大久保・梅久保・有瀬の各飲料水供給施設

原水・浄水とも現在のところ大きな問題はありませんが、将来の汚染等を考慮し水質検査結果に注意します。

※ 物部町分

物部簡易水道

原水・浄水とも現在のところ大きな問題はありませんが、将来の汚染等を考慮し水質検査結果に注意します。

安丸・黒代・根木屋・神池の各飲料水供給施設

原水・浄水とも現在のところ大きな問題はありませんが、将来の汚染等を考慮し水質検査結果に注意します。

4. 検査地点、項目、頻度

毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果(遊離残留塩素)について、各施設末端付近の居住地宅内において、水道法に基づき1日1回検査します。

水質基準項目の検査(別表2参照)

各施設末端付近の給水栓において検査します。

原水水質基準項目の検査

水源水質確認のため、水道及び簡易水道施設について各水道施設入口において検査します。また、水道及び簡易水道について、クリプトスポリジウム指標菌検査を行います。

5. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、臨時の水質検査を行います。

6. 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の水質検査方法については、水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号)に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日 厚生労働省告示第261号)により行います。なお、その他項目の検査方法については、上水試験方法(日本水道協会編)などにより行います。

7. 水質検査の委託区分

毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査を各施設末端付近に居住する個人に委託して行います。

水質基準項目の検査

水質検査から検査報告書発行までの業務は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託して行います。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

安全でおいしい水を供給するために、水質検査計画及び水質検査結果について、香美市のホームページ等で公表します。また、上下水道局でも閲覧できるようにします。

住民の皆様の声を反映させ、より安全でおいしい水を供給することを目的としますので、皆様のご意見を頂ければ幸いです。

○ お問い合わせ先



香美市役所 上下水道局

〒782-8501

高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

電話:0887-53-1086 FAX:0887-53-3051

E-mail:jogesui@city.kami.lg.jp

水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.0078	0.006	<0.004	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	3.2	2.9	2	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.06	0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.02	0.02	0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.11	0.07	0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0011	0.001	0.0009	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.002	<0.0004	<0.0004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0005	<0.0001	0.0006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	0.0005	0.0005	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	0.005	0.007	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.009	0.011	0.011	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	6	7	5	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	19	17	11	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	80	74	66	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	140	120	120	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.1	7.1	7.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

土佐山田簡易水道(山田島水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の 可 否	令和4年度 最 大 値	令和5年度 最 大 値	令和6年度 最 大 値	基本検査 頻 度	令和7年度 実 施 検 査 頻 度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0005	0.0004	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.005	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	1.2	1.5	0.71	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	0.05	0.06	0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.02	0.02	0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.05	0.07	0.08	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	<0.0001	0.0006	0.0007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.002	0.0022	0.0026	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.004	0.005	0.006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0012	0.0014	0.0018	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	0.0009	0.001	0.0011	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.008	0.01	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.004	0.004	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	5.0	5	5	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	4.1	4.2	4.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	74	66	64	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	120	130	100	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生 時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生 時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	0.003	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	<0.3	0.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.2	7.3	7.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

土佐山田簡易水道(談議所水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.013	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	6.1	7.8	3.1	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.07	0.07	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.03	0.03	0.04	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.09	0.09	0.13	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	<0.0001	0.0008	0.0009	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0022	0.0019	0.0018	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.004	0.004	0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0012	0.0012	0.0014	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	0.0008	0.0005	0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.006	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.004	0.004	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	5.0	4.0	4.0	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	4.7	4.8	3.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	110	110	81	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	180	210	140	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	0.4	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.3	7.4	7.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	0.2	0.2	0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

土佐山田簡易水道（香長水系）

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	14	<10	<10	1回／月	1回／月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回／月	1回／月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	0.0065	0.0082	1回／3月	1回／3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	0.004	<0.004	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.15	0.27	0.17	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4－ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.06	0.07	0.11	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0053	0.0068	0.0053	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	0.003	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.007	0.009	0.007	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.003	0.002	0.003	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0015	0.0021	0.0021	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	0.004	<0.002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.006	0.007	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	2.0	3	2	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.9	2.9	2.5	1回／月	1回／月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	24	27	22	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	58	59	40	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生 時に月1回以上	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2－メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生 時に月1回以上	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.5	0.9	0.5	1回／月	1回／月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.6	7.4	7.5	1回／月	1回／月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回／月	1回／月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回／月	1回／月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	0.8	0.7	0.6	1回／月	1回／月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	0.2	<0.1	<0.1	1回／月	1回／月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1／10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1／5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1／5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

土佐山田簡易水道（東川浄水場水系）

番号	定期検査項目	基準値	省略の 可 否	令和4年度 最 大 値	令和5年度 最 大 値	令和6年度 最 大 値	基本検査 頻 度	令和7年度 実 施 検 査 頻 度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回／月	1回／月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回／月	1回／月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.012	0.004	<0.004	1回／3月	1回／3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.19	0.22	0.16	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.05	<0.05	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.01	0.01	0.01	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4－ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	<0.05	<0.05	<0.05	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.013	0.0092	0.032	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	0.004	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	0.0009	0.0009	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.017	0.018	0.018	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.004	0.004	0.003	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0037	0.0043	0.0044	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.005	0.005	0.005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.005	<0.005	0.006	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	0.002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	4	4	4	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3	3.2	3	1回／月	1回／月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	32	33	30	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	48	68	49	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生 時に月1回以上	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2－メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生 時に月1回以上	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.44	0.3	0.3	1回／月	1回／月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.8	7.8	7.8	1回／月	1回／月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回／月	1回／月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回／月	1回／月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回／月	1回／月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回／月	1回／月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1／10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1／5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1／5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

土佐山田簡易水道(繁藤水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度最大値	令和5年度最大値	令和6年度最大値	基本検査頻度	令和7年度実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	0.01	0.0018	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.18	0.27	0.22	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.09	0.1	0.14	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0078	0.0091	0.011	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.01	0.017	0.017	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.004	0.005	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0025	0.0033	0.0039	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.007	0.016	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.005	0.003	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.3	2.4	2.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	11	11	11	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	26	54	31	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソボリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.4	0.6	0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.4	7.4	7.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	0.9	0.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	0.2	0.3	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

土佐山田町 ヒヨダ飲料水供給施設

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドリウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	0.0004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.006	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.26	0.25	0.17	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.05	0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.01	0.01	0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.55	0.34	0.18	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0095	0.0099	0.011	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.003	0.005	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0011	0.0011	0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.014	0.015	0.016	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.003	0.003	0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0038	0.0044	0.0041	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.004	0.003	0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.021	0.011	0.049	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	0.03	<0.03	0.04	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.007	0.006	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	5	5	5	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	18	12	52	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	49	43	38	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	72	89	50	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.5	0.4	0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.8	7.8	7.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	0.9	1.7	2.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	0.9	1.1	1.7	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

土佐山田町 河の川飲料水供給施設

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度最大値	令和5年度最大値	令和6年度最大値	基本検査頻度	令和7年度実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドリウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.004	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.11	0.13	0.11	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0068	0.0099	0.0088	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.003	0.003	0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.008	0.012	0.011	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.003	0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0017	0.002	0.0021	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.002	<0.002	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.002	0.002	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.1	2.2	2.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	16	17	15	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	35	52	35	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.4	0.6	0.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.6	7.6	7.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

土佐山田町 北滝本飲料水供給施設

番号	定期検査項目	基準値	省略の 可 否	令和4年度 最 大 値	令和5年度 最 大 値	令和6年度 最 大 値	基本検査 頻 度	令和7年度 実 施 検 査 頻 度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドリウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0006	0.0006	0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.004	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	<0.02	0.07	0.07	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0073	0.0069	0.0042	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.004	0.004	0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.009	0.008	0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.005	0.004	0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0014	0.0013	0.0013	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.004	0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.007	0.008	0.007	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.009	0.004	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	2	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.7	2.7	2.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	9	10	10	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	23	47	31	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生 時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生 時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.8	1.2	0.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.5	7.5	7.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	2.6	3.4	4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	0.4	0.2	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

土佐山田町 桜谷飲料水供給施設

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度最大値	令和5年度最大値	令和6年度最大値	基本検査頻度	令和7年度実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	12	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドリウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.005	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.14	0.13	0.14	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0064	0.0074	0.011	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.004	0.008	0.008	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.008	0.009	0.014	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.003	0.005	0.006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0015	0.002	0.0024	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	0.002	0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.005	<0.005	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.004	0.006	0.009	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	2	2	2	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.3	2.6	2.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	7	7.4	7	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	19	30	19	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.5	0.7	0.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.3	7.3	7.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	0.9	1.6	1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	0.2	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

土佐山田簡易水道(平山浄水場水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドリウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.005	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.19	0.21	0.17	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.14	0.15	0.36	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.008	0.01	0.0097	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	0.002	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	0.0007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.011	0.017	0.014	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.005	0.005	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0026	0.0033	0.0032	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.023	0.018	0.017	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.002	0.002	0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3	2.6	2.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	25	26	27	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	47	56	33	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.4	0.5	0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.4	7.4	7.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	0.1	0.5	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北簡易水道(猪野々水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.004	0.004	<0.004	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.22	0.26	0.23	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.2	0.2	0.19	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0071	0.011	0.0081	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.003	0.003	0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.008	0.016	0.01	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0013	0.0021	0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.004	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.006	0.008	0.007	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.004	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	2	2	2	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	1.9	2.3	2.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	77	73	70	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	85	92	88	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.5	0.6	0.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8.1	8.1	8.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	0.2	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北簡易水道(清爪水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドリウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.17	0.17	0.13	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.06	0.06	0.06	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0061	0.0077	0.0051	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.008	0.01	0.007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.002	0.0021	0.0018	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.005	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	2	2	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	1.8	2.2	2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	35	34	33	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	56	59	51	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.9	7.9	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北簡易水道(根須水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	34	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.011	<0.004	0.004	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.08	0.11	0.07	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0031	0.0014	0.0026	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.004	0.002	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0013	0.001	0.0009	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.004	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.021	0.008	0.011	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.006	0.005	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	4	5	4	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2	2.1	2.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	66	64	53	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	97	71	60	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.005	0.002	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	0.3	0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.9	7.8	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	0.6	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北簡易水道（日ノ御子浄水場水系）

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回／月	1回／月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回／月	1回／月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	<0.004	<0.004	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.22	0.24	0.22	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.02	0.02	0.03	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.07	0.06	0.11	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0006	0.0009	0.0066	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	0.0009	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0004	<0.0004	0.01	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0006	0.0006	0.0026	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	0.007	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.002	0.003	<0.002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	2	2	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.6	2.1	3.9	1回／月	1回／月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	36	31	36	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	51	41	76	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.3	0.4	0.4	1回／月	1回／月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.9	7.9	8	1回／月	1回／月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回／月	1回／月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回／月	1回／月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回／月	1回／月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回／月	1回／月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1／10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1／5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1／5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北簡易水道(谷相浄水場水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	20	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.015	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.21	0.31	0.23	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.05	<0.05	0.06	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.008	0.01	0.008	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	0.002	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	0.0008	0.0008	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.01	0.013	0.011	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.003	0.003	0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0025	0.0028	0.0028	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.005	0.003	0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.006	0.006	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.005	0.004	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	2	2	3	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	0.005	<0.001	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.4	2.3	2.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	30	32	33	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	43	47	62	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.4	0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.9	7.9	7.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	0.6	0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	0.2	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北簡易水道(北岩改浄水場水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	20	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドリウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.01	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.11	0.16	0.12	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.01	0.01	0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0066	0.011	0.0098	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.004	0.005	0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.009	0.016	0.013	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.004	0.007	0.008	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0021	0.0026	0.0028	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.009	0.019	0.007	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	4	4	4	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3.1	3.3	3.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	24	25	25	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	50	71	36	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.6	0.7	0.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.8	7.7	7.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	1	1	1.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北簡易水道(南岩改浄水場水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	12	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0003	<0.0003	0.0004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.005	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.14	0.17	0.16	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0023	0.0038	0.0031	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0009	0.0014	0.0015	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.002	0.007	0.007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.001	0.0026	0.0024	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.009	0.008	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.011	0.014	0.011	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.009	0.007	0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	4	4	4	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3.4	3.4	3.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	36	36	36	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	62	80	57	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	0.003	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.5	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.9	7.9	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	0.5	1	2.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	0.1	0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北簡易水道(大谷浄水場水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドリウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.019	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.21	0.24	0.18	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.01	0.01	0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.06	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.013	0.01	0.01	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	0.004	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0007	0.0007	0.0007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.017	0.018	0.014	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.004	0.003	0.006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0032	0.0035	0.0032	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.006	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	4	4	4	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.7	3	2.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	27	29	28	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	52	70	55	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.5	0.5	0.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8	8	7.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北簡易水道（坂谷浄水場水系）

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回／月	1回／月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回／月	1回／月	省略不可項目
基3	ガドリウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0004	<0.0003	0.0004	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.004	<0.004	<0.004	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.12	0.12	0.1	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.05	0.05	0.05	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.018	0.016	0.014	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.006	0.004	0.008	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.021	0.023	0.022	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.01	0.008	0.008	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.003	0.0036	0.0037	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.002	0.003	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.011	<0.005	0.006	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.005	0.005	0.007	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	5	5	5	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.9	3.3	3.1	1回／月	1回／月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	18	20	21	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	43	61	52	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基43	2-メチルイソボリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	0.003	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.6	0.5	0.5	1回／月	1回／月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.5	7.7	7.4	1回／月	1回／月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回／月	1回／月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回／月	1回／月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	0.7	0.6	<0.5	1回／月	1回／月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回／月	1回／月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1／10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1／5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1／5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北簡易水道(五百蔵浄水場水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.013	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.23	0.25	0.15	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.05	0.08	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.02	0.02	0.11	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.13	0.13	0.16	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0053	0.0053	0.0052	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0011	0.0013	0.0012	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.008	0.01	0.009	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0026	0.003	0.0027	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.003	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	3	5	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.5	2.7	3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	73	76	68	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	76	110	99	1回/3月	1回/3年	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソボリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	<0.3	0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8.3	8.2	8.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北簡易水道(白川下浄水場水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドリウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.18	0.24	0.16	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.03	0.03	0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0014	0.0023	0.0016	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	0.0006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.002	0.003	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.001	0.0011	0.0012	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.5	2.7	2.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	71	70	64	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	81	87	68	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	0.3	0.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8.1	8	8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北町 大久保飲料水供給施設

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	38	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.01	0.007	<0.004	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.11	0.23	0.12	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	0.05	0.06	0.06	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.09	0.09	0.1	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.06	0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0042	0.0085	0.0084	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.003	0.004	0.007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.005	0.01	0.009	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.002	0.003	0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0008	0.0012	0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.006	0.008	0.009	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.1	2.4	2.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	42	39	42	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	70	77	62	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.4	0.6	0.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8	7.9	7.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	0.5	0.6	1.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北町 梅久保飲料水供給施設

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.009	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.06	0.26	0.25	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.01	0.04	0.04	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0054	0.0062	0.0039	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.006	0.008	0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0008	0.0015	0.0017	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	0.005	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.007	0.006	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.002	0.006	0.015	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	5	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.4	2.5	2.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	49	46	49	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	80	78	81	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	0.002	0.005	0.002	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.6	0.4	0.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8	8	7.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	1.2	<0.5	0.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北町 有瀬飲料水供給施設

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	29	12	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドリウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.013	0.005	<0.004	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.15	0.19	0.14	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.01	0.01	0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0005	0.001	0.0015	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0004	<0.0004	0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	<0.0001	0.0006	0.0006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.004	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.3	2.3	2.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	40	35	38	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	56	67	49	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	0.3	0.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8.1	8.1	8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

香北町 市原飲料水供給施設

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドリウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.005	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.06	0.09	0.08	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.09	0.06	0.06	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.03	0.031	0.031	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.007	0.007	0.009	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	0.001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.033	0.043	0.036	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.015	0.013	0.011	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0033	0.0035	0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.002	<0.002	0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.032	0.065	0.04	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.003	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	5	4	5	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3.3	3.3	3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	15	15	17	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	45	46	39	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.8	1	0.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.7	7.7	7.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	2	1.8	1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	0.2	0.4	0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

物部簡易水道(大栃水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.005	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.21	0.19	0.19	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.07	0.08	0.08	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0021	0.0044	0.0043	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.003	0.006	0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0009	0.0019	0.0015	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.002	0.003	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	2	2	2	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2	2.1	1.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	32	29	32	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	45	35	43	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	0.004	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.9	7.9	7.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

物部簡易水道（別府水系）

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回／月	1回／月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回／月	1回／月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0012	<0.0003	<0.0003	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.004	<0.004	<0.004	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.17	0.2	0.08	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.05	<0.05	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.01	0.07	0.05	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.08	0.16	0.06	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0037	0.008	0.006	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	0.002	0.003	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.005	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.004	0.009	0.007	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.001	0.0012	0.001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.066	0.01	0.011	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.005	0.003	0.003	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	4	4	4	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	1.6	1.8	1.8	1回／月	1回／月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	120	140	130	1回／3月	1回／3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	140	160	160	1回／3月	1回／3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生時に月1回以上	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因薬類発生時に月1回以上	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回／年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.3	0.3	0.4	1回／月	1回／月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8.2	8.3	8.2	1回／月	1回／月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回／月	1回／月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回／月	1回／月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回／月	1回／月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回／月	1回／月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1／10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1／5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1／5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

物部簡易水道(岡ノ内水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0012	0.0011	0.0013	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.004	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.17	0.2	0.16	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.01	0.01	0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.14	0.16	0.2	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.002	0.0018	0.0014	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0009	0.0009	0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.003	0.004	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0011	0.0013	0.0011	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.078	0.079	0.089	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.005	0.004	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	4	4	3	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2	2.1	2.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	51	51	47	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	93	73	88	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	0.0007	<0.0005	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8	7.9	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

物部簡易水道（影仙頭水系）

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	32	<10	1回／月	1回／月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回／月	1回／月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.005	<0.004	<0.004	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.1	0.13	0.11	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.06	0.06	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.02	0.02	0.02	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.07	0.11	0.09	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0008	<0.0001	0.0009	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	0.0009	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0004	<0.0004	0.003	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0009	<0.0001	0.0012	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回／3月	1回／3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	0.004	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	4	4	4	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	1.8	1.9	1.8	1回／月	1回／月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	44	42	44	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	80	67	79	1回／3月	1回／年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回／3月	1回／年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	0.3	<0.3	1回／月	1回／月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8	8	8	1回／月	1回／月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回／月	1回／月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回／月	1回／月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回／月	1回／月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回／月	1回／月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1／10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1／5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1／5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

物部簡易水道(五王堂水系)

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0004	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.36	0.4	0.38	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.06	0.11	0.09	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0016	0.0011	0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.004	<0.0004	<0.0004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0015	0.0008	0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.002	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	2	1	2	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	1.6	1.8	1.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	75	73	75	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	100	110	89	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.007	0.003	1回/3月	1回/3年	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8.1	8.1	8.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

物部町 安丸飲料水供給施設

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0004	<0.0003	0.0004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.39	0.56	0.54	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.02	0.01	0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.06	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0012	0.0008	0.0009	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0011	0.0013	0.0013	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.003	0.003	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0012	0.001	0.0011	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.004	0.003	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	2	2	2	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	1.6	2.4	1.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	120	110	120	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	150	150	140	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8	8.1	8.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

物部町 黒代飲料水供給施設

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドリウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.08	0.08	0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	0.06	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	<0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.06	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.005	0.0018	0.0028	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0009	0.0019	0.0019	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.008	0.005	0.007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0022	0.0016	0.0023	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	1.8	2	1.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	37	34	34	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	70	61	47	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	0.3	0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8.3	8.2	8.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

物部町 根木屋飲料水供給施設

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	0.011	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.41	0.28	0.27	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.08	0.04	0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.18	0.2433	0.31	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0057	0.0056	0.0099	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	0.0006	0.0006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.007	0.008	0.014	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0016	0.0019	0.0026	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.012	0.014	0.01	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.007	0.007	0.008	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.003	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.9	2.5	2.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	100	95	98	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	130	140	130	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8.2	8.3	8.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。

物部町 神池飲料水供給施設

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和4年度 最大値	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	基本検査 頻度	令和7年度 実施検査 頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	ガドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基9	亜硝酸性窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	0.006	<0.004	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.12	0.15	0.1	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	0.05	0.06	0.05	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.02	0.02	0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.08	0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.012	0.012	0.012	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	0.0006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.014	0.018	0.015	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.005	0.006	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0022	0.0028	0.0027	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	0.009	0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.007	0.009	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	0.007	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.003	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	2	2	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.1	2.1	2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	77	74	71	1回/3月	1回/3月	過去において基準値の1/5以上検出されているため
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	92	82	66	1回/3月	1回/年	過去において基準値の1/10以上検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基43	2-メチルイソポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因菌類発生時に月1回以上	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能だが、安全確認の為に1回/年検査を行う。
基46	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.5	0.4	0.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8	8	8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	0.4	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。